

令和7年度黒潮町障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用推進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象となる物品等

町が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

6 調達の目標

予算の適切な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとし、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、すべての組織へ情報提供を行う。各組織はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。
- (2) 調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約制度を適正に活用する。
- (3) 障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。
- (4) 調達に当たっては、シルバー人材センターや地元中小企業等に十分配慮しながら進める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の 6 月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、健康福祉課が行う。